

千葉市公告第539号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月22日

千葉市長 熊谷 俊人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

住民情報系システム印影スキャナ賃貸借契約（長期継続契約）

(2) 物品概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）のとおりに

(3) 賃貸借期間

令和2年1月1日から令和6年12月31日まで

(4) 納入場所

千葉市役所及び本市が指定又は承認する場所

2 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成30・31年度千葉市物品入札参加資格者の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 過去5年の間に、本件と同種・同規模以上の履行実績を有すること。

3 契約事務担当課

〒260-0025

千葉市中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー

千葉市総務局情報経営部情報システム課

電話 043-245-5702（直通）

電子メール system.GEI@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等

- (1) 一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 配布場所等 公告の日から前記3の契約事務担当課において配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

イ 提出場所等 公告の日から令和元年7月29日（月）までに、前記3の契約事務担当課への持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、令和元年7月26日（金）の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

- (2) 入札参加資格確認審査の結果について、申請者あてに入札参加資格確認結果通知書を令和元年8月2日（金）までに簡易書留郵便にて発送する。

5 入札説明書の交付

公告の日から令和元年7月29日（月）まで前記3の契約事務担当課において無償により交付する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

6 入札に関する質問

- (1) 仕様書等に関する質問

ア 受付期間 公告の日から令和元年7月29日（月）まで

イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ 質問に対する回答期限 令和元年8月2日（金）

エ 回答方法 当該質問提出期間内に入札参加者から受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

7 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時

令和元年8月7日（水）午前10時00分

郵送による場合は、令和元年8月6日（火）午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。

- (2) 入札及び開札の場所 千葉市総務局情報経営部情報システム課 会議室

- (3) 入札方法 入札金額は貸貸借期間中の初年度に要する金額の税抜額を記載のこと。

（参考：入札金額＝月額×貸貸借期間中の初年度に要する月数（3か月）の税抜額）

（契約期間全体の総額ではないので注意すること。）

また、次年度以降の1回に支払う金額に変更がないようにすること。

- (4) 入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則〔昭和40年千葉市規則第3号〕第8条に該当する場合は、免除とする。）

- (5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札のほか、入札説明書で定めるとおり。

8 その他

- (1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

- (2) 契約書作成の要否 要

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。
- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 令和2年度以降の予算について、本質貸借に係る貸借料が措置されない場合は、変更契約の締結、又は、契約の解除を行う。